

*現在、放課後児童クラブで働いていない方用です。

令和8年度 放課後児童支援員認定資格研修 受講申込書 (一般用)

太枠内は必ず御記入ください

記入年月日：令和 年 月 日

フリガナ			
氏名			
生年月日	(昭和・平成) 年(西暦) 年 月 日	性別	
住所	(〒 -)		
電話番号	(日中、連絡のつく電話番号を記入してください。) - -		
受講会場 (希望会場の番号に○を付けてください。)	1 浜松会場：アクトシティ浜松 31 会議室 2 静岡会場：もくせい会館 富士ホール 3 沼津会場：プラサヴェルデ コンベンションホール B		
【受講資格】 本研修の受講には、基準第10条第3項第1～10号のいずれかの受講資格を有し、その証明書を添付することが必須です。 (裏面注1) 該当する番号に○を付けてください。	1 第1号 保育士資格を有する者 2 第2号 社会福祉士資格を有する者 3 第3号 高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事した者 4 第4号 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者 5 第5号 大学にて社会福祉学等の課程修了卒業した者 6 第6号 大学にて社会福祉学等の課程単位取得修了した者 7 第7号 大学院にて社会福祉学等の課程修了卒業した者 8 第8号 外国の大学にて社会福祉学等の課程修了卒業した者 9 第9号 高卒以上で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者 10 第10号 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者		
【放課後児童クラブへの従事の意味】 該当する番号に○を付けてください。 ※本研修は放課後児童クラブに従事する意思のある方が対象です。	1 既に放課後児童クラブに従事している 2 今年度中に放課後児童クラブに従事する意思がある 3 来年度中に放課後児童クラブに従事する意思がある 4 数年以内に放課後児童クラブに従事する意思がある 5 将来的には放課後児童クラブに従事する意思がある		
※該当する資格(第1号、第2号、第4号)を持つ方のみ記入 【一部科目の受講免除】 特定の資格を有する方は、一部科目の受講の免除を受けることができます。 該当する科目に○をつけてください。 なお、申込後の希望有無の変更はできませんので、ご注意ください。	1 一部科目の受講免除を希望しない(すべての科目を受講する) 2 一部科目の受講免除を希望する → 受講の免除を希望する科目に○をつけてください。		
	対象者	受講免除が可能な科目	免除希望
	保育士の資格を有する方 (基準第10条第3項第1号)	2-④ こどもの発達理解	
		2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達	
		2-⑥ 障害のあるこどもの理解	
		2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解	
	社会福祉士の資格を有する方 (基準第10条第3項第2号)	2-⑥ 障害のあるこどもの理解	
		2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解	
	教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する方 (基準第10条第3項第4号)	2-④ こどもの発達理解	
		2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達	

裏面に提出書類についての補足説明があります。

(注1) 基準第10条第3項の各号のいずれかに該当することを確認できる書類について

第1号	保育士資格を有する方（以下の書類のうちいずれかひとつ） ●保育士（保母）資格証明書（写し） ●保育士試験合格通知書（写し） ●指定保育士養成施設卒業証明書（写し） ●保育士養成課程修了証明書（写し） ●保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証（写し）
第2号	社会福祉士資格を有する方（以下の書類のうちいずれかひとつ） ●社会福祉士試験合格証書（写し） ●公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証（写し）
第3号	高卒以上 ^{※1} で2年以上児童福祉事業 ^{※2} に従事した方（以下の書類①②すべて） ①卒業証書又は卒業証明書（写し） ②勤務先等が記入した実務経験証明書（申込時点で2年以上児童福祉事業に従事したことが分かるもの）
第4号	教育職員免許法第4条に規定する免許状 ^{※3} を有する方 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有することが分かるもの （教育職員免許状（写し）、教育職員免許状授与証明書（写し）など）
第5号	大学 ^{※4} にて社会福祉学等 ^{※5} の課程を修めて卒業した方（以下の書類のうちいずれかひとつ） ●卒業証書（写し） ●卒業証明書（写し）
第6号	大学にて社会福祉学等 ^{※5} の課程で単位を修得し、大学院への入学が認められた方 ^{※6} ●大学院入学許可書等（写し）
第7号	大学院にて社会福祉学等 ^{※5} の課程を修めて卒業した方 ●修了証明書等（写し）
第8号	外国の大学にて社会福祉学等 ^{※5} の課程を修めて卒業した方（以下の書類のうちいずれかひとつ） ●卒業証書 ^{※6} （写し） ●卒業証明書 ^{※7} （写し）
第9号	高卒以上 ^{※1} で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事 ^{※8} し、当該市町長が適当と認めた方（以下の書類①②③すべて） ①卒業証書又は卒業証明書（写し） ②勤務先等が記入した実務経験証明書（2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことが分かるもの） ③当該市町が適当と認めたことの確認書 ^{※9}
第10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町長が適当と認めた方（以下の書類①②すべて） ①勤務先等が記入した実務経験証明書（5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことが分かるもの） ②当該市町が適当と認めたことの確認書 ^{※9}

※1 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した方

※2 児童福祉法第6条の2の2、第6条の3、第7条等に規定する事業(放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、児童館、認可外保育施設等含む。)。ただし、事務職員等、児童に直接接していない場合は除く。

※3 幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状、養護教諭の免許状又は栄養教諭の免許状を有している方(教職課程のみ修了し、免許状が授与されていない場合は除く。)

※4 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)

※5 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学(単位のみ取得は除く。左記学部、学科、専攻等を卒業証書・学位記等で修了したことを確認できる場合に限る。)

※6 社会福祉学等の課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた方

※7 証明書が外国語の場合は、翻訳を添付する等、証明書の内容がわかるようにすること

※8 第9号の2年以上従事とは、2年以上かつ総勤務時間2,000時間従事したことをいう

※9 確認書(第9号、第10号)については、①、②を準備の上勤務先市町の放課後児童健全育成事業担当課へ作成を依頼すること

◎ 受講資格確認書類のうち、実務経験証明書、市町が適当と認めたことの確認書は、静岡県ホームページ(「静岡県放課後児童支援員認定資格研修」で検索)に様式を掲載しています。

◎ 本人確認書類…住民票の写し(写し(原本)を提出。コピー不可、発行から6ヶ月以内のもの)、健康保険証、運転免許証(表・裏の両面)、パスポート等の公的機関発行の証明書等のいずれかのコピー(申込書類は返却しません。)

◎ 氏名変更等により、資格の免許証等の氏名が現在の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本(個人事項証明書)を添付してください(戸籍抄本を添付した場合は、上記本人確認の書類は省略できます。)

◎ 時間割はホームページを御覧ください。詳細は、受講決定通知でお知らせします。

◎ 本人確認書類、受講資格確認書類等はコピー・印刷し、すべてA4サイズの紙で御提出ください。

◎ 申込書に記載された情報の利用について

本申込書に記載された情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関する業務のために使用します。